

9) 進駐軍に対する日本人の非協力的態度及関係

0962

RA'-0004

0141

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

地方課長

中連第一八二號

昭和二十三年八月三十一日

中國連絡調整事務局長

連絡調整中央事務局長官殿

廣島商工局元炭業課長に關する件

廣島商工局元炭業課長田邊達夫（現在休職中）に關し現地軍政部の意向に基き8月9日から罷免要求があつた経緯は中央連調半月報第五

號（自昭二三四一）に記載の通りであるが本件に關する現地事情を何等御参考迄に左記の通り御報告する。

尚本件は機微なる關係があるから貴方の御含みまでとせられたい

一 概略

記

終戦連絡中國事務局

別紙添附

9.17

文書係

0963

2 (其他)

A10.0.2-1

2

山口縣長生炭坑の復活開發に關し、中國軍政部經濟課ケリー氏 (Mr. C. J. Casey) (現在廣島軍政部經濟課勤務) から、石炭坑に對する資材、資金等の融通に關し考慮を拂ふべき旨廣島商工局炭業課長に直接口頭を以て勸告的指示があつたが其の後右に對する炭業課長の措置振りが非協力的であると、結論の下に現配置不適當との勸告が、中國軍政部から第八軍に發せられたものである

二 中國軍政部の意向

一 特定炭坑につき、特別の措置を要求する譯ではない。中國地方全炭坑につき公平なる資材、資金等の融通を期待するが、長生炭坑に對する扱ひは他の炭坑に比較して公平を缺ぐ様に思はれる。(本年三月ケリー氏の炭業課長に對する言明)

二 商工局炭業課長の長生炭坑開發計劃書の提出遅延、現地事情報告の不正確及び軍政部の口頭要求不履行は辯解の餘地は無い。

終戦連絡中國事務局

0964

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0004

0142

三 廣島商工局側の説明

1 長生炭坑は石炭埋藏量豊富であり、且つ炭質も良好であることは認めると同炭坑は、保安上極めて危険な状況にあり、これを炭坑經營者の主張する如く、月産一萬噸の炭坑にする爲には、膨大な工事資材を必要とし中國地方全体に割當てられた炭坑用資材の大部分を注入することになり、斯くては他の炭坑に對する資材融通は不可能となり結果として、中國地方全体の出炭量が減少するに到るは明瞭である。

2 金融の點については管内全体の分として、上下半期毎に割當があり商工局は、復興金庫及び現地西部石炭鑛業會と委員會を開き業者の申請を研討し、割當を行ふのであるが實際には、復金が金融業者の立場として融資を行つてゐる。長生炭坑は經營狀

終戦連絡中國事務局

0965

態が不安であり復金はあまり貸出を好まない實情にあるがこれは商工局の責任となるべきことでなく、又現在の融資狀態も他と比較して、不公平といふ事實はない。更に金融の點についても資材の場合と同様中國地方全体の出炭向上に重點を置かるべきである。

3 隠匿退藏物資についても特に右炭坑の事を考慮し向ふ六ヶ月分の所要資材を保留方廣島地方經濟安定局に申請し、その通りになつた。

4 炭坑開發計劃書の提出が遅れたのは事實である。出頭命令不履行については、本人が商工局に居て、出頭しなかつたことはなく、何れも出張不在中であり、不在であるといふ旨の軍政部への連絡が悪かつたのではないかと思はれる。

四 尚ほ中國軍政部と廣島商工局との長生炭坑に關する折せう經濟の

終戦連絡中國事務局

0966

RA'-0004

0143

詳細については、別添廣島商工局作製「吳軍政部との経緯について」を御参照ありたい。

五以上がG、H、Iから罷免要求が出る迄の現地の経緯であるが、其の後問題は中央に移され商工省當局とG、H、Iと折しようが行はれて来た次第である。なほG、H、Iからは商工省側の陳情に基づく趣を以て本年五月上旬係官が長生炭坑の現地視察に来てゐるが、現地軍政部側と本件に關する話合ひは無かつた模様である。

六去る八月十七日平井商工省管理局長、廣島商工局鑛山部長、宇部石炭局管理部長が本官を來訪し「G、H、I側と折しようの結果G、H、Iがカヴァーメントセクションとしては本件は、現地軍政部の意向に基きアクションをとつた次第であり、現地軍政部が罷免要求撤回に同意すればG、H、Iには何等異存はない」との事情を述べ中國軍政部の諒解取り付け方依頼する處があつた。

終戦連絡中國事務局

0968

依つて前記三名の者と中國軍政部に赴き、經濟課長ノイラン少佐(Maj. W. Kolan)に對し

(イ)前記G、Sの意嚮

(ロ)商工省として石炭増産措置に伴ふ人員強化の爲田邊を復職せしむる必要あること

(ハ)勤務地は中國地方以外(九州又は東京)に於て技術的地位につかせること

等を述べ好意的考慮を依頼した處同少佐は「中國軍政部は罷免要求は出してゐない。ただ本人が現在の配置に居ることが不適當と考へられる旨、意見をG、H、Iに提出したのみである。且本件については今迄何等G、H、Iより中國軍政部に對し連絡を受けたことはないので當方に於て何等コミットする立場には無い」と述べ商工省側の本人は優秀なる技術者であり、現在日本は炭坑技術者の不

終戦連絡中國事務局

0967

RA'-0004

0144

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

つかない模様である。

本信寫送付先 横濱連絡調整事務局長

0970

是に悩んでゐるとの言明に對しては「優秀なる技術者は必ずしも優秀なる行政官では無い」との含みの言葉述べた。當方は更に東京に於て商工省と日中と話合の上正式に日中より中國軍政部に對し照會連絡の方法を講ずることとし度いからその際は是非好意的考慮を加へられたき旨要望して辭去した。

六 本件については長生炭坑復活問題と密接に關連し且つ軍政部に勤務してゐる日本人も介在して居り従來の経緯から推測すれば上級司令部側より何等か好意的連絡がない限り現地軍政部から同官復職の承認をとりつけることは相當困難と想像される。

七 八月二十七日附廣島地方經濟調査隊長からの公信によれば宇部石炭局で調査の結果、本件長生炭坑は去る六月十七日排氣連卸斜坑の天盤の一部龜裂箇所から海水浸入し、翌十八日全坑水没せる爲、全事業を休止し且つその再開は極めて難事業で見透しも

0969

寫

兵軍政部との経緯に就て

1 長生炭礦に就て昨年十二月下旬兵軍政部に出現を命ぜられ高工課ミスターキヤリーより長生炭礦は炭量も豊富で炭質も良好である。炭礦側は二月未迄に着炭し三月より出炭の上十月未には月産一万石の炭礦にする事が可能であると云つて高工局は資金・資材を定めそのは何故かと質問せられた。同炭礦の概況に就て別紙の如く説明し又資金・資材の政府補助考方法等に就て述べ現状に於て同炭礦のみ優先的に割當するときは現在稼行中の他の炭礦約六の余が及びて減産を来すと自述する。其にかゝる危険性の多し炭礦は將來の事も(近々)實施せられる臨時石炭監理法により政府に於て別途資金・資材を大規模に投入して開發するに至ると考へると自述す。又現在高工局の同炭礦に對して金融を差止めたる事實は無いことを説明した(別紙)長生炭礦金融

中國連絡調整事務局

0971

に就てを参照) 石炭ミスターキヤリーは是では同炭礦の開發計画を樹立し提出するやう指示ありたり。

2 高工局には十二月十八日技官を同炭礦に派遣し調査せしめ一月下旬炭業課長・技官及同局宇部出張所長再度調査せしめ開發計画を樹立し二月早々提出せり(同計画書は膨大なものとなり英文翻譯の爲提出期日遅延せり)

3 一月中旬ミスターキヤリーより出現を求められ開發計画書の提出の遅延及十月末出現の節報告したる同炭礦の斜坑が甚しく狭くて遠はなくては通過出来まいことは兵軍政部に於て實地調査せしむ。その事實を嘘言の報告をしたと云はれ且日記五頁に就て話され何故炭業課長は石炭輸出に協力しなかつたかと疑問せられたり。

依つて炭業課長はその件につき説明せんとしたる迄本日は附か

中國連絡調整事務局

0972

RA'-0004

0146

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ないとして申されたる為帰局後文書を以てこの五葉につき報告せり(別紙)

第三

1. 島根県附近炭~~礦~~新規開発を抑制せむこと。
2. 坑木滞貨一棧に努力しないこと。
3. 呉市附近所在資材を炭針向へ取得の上送付しないこと。
4. 島根縣下炭~~礦~~の出炭報告に誤りあること。
5. 炭針用地の幹施に努力しないこと。
4. その後二月下旬呉軍政部商工課囑託倉構豪爾氏(ミヤギヤリトの係)と終戦連絡事務局に於て同所大和田事務官復興金融全庫彦島支所金融課長五花氏、長生炭~~礦~~吉田氏、及炭業課長と長生炭~~礦~~の金融に就て協議し商工局としては二十二年度保留金は取敢へず至急金融するやう(約二〇〇万円)五花氏と協議すみの旨を説明し同炭~~礦~~の計画による十月末迄に

中國連絡調整事務局

0973

月産一万噸にする為に要する資金約四千万円余及資材に就ては商工局管内に對する割当~~額~~少であるが全量を優先的に割当は不可能であり又炭業課長としては同炭針には保安上種々難々~~あり~~かあるがう賛意は表し得ないが倉橋氏の指する如く呉軍政部の命令ならぬ指令書を買ひたい、それにより石炭界に對し要請するあらと申した所同氏はミヤギヤリトの意圖を固き回答するとの事で解散せり。

その後軍政部より何等指示はなかつた。
 5. 炭業課長二月下旬商工部出張中呉軍政部より出頭命令がありたるが~~出~~張の旨回答し帰局後三月吾出頭したる此中八軍より係官末部するので出頭するやう指示したか既に用件は終つた旨云はれその後商工局管内の出炭状況、今後の出産對策等につき箇内せられたから管内は日本四炭田で

中國連絡調整事務局

0974

RA'-0004

0147

才一の成績をあげ三、〇〇〇万石ベースに對する割当出炭量も常に超
 過して居り又石炭復興會議字部地区も三月三日開港したため
 一度次の會議のときわ来字の上激勵して貰ひたい旨陳情して快
 諾を得た。
 6. 次に長生炭礦に就て倉橋氏より何等連絡がないが軍政部
 の意圖を徹したる所ミスターキヤリーは同炭礦に就て軍政部
 としは特別の措置をなすやう命令はしない。
 唯他の炭礦と同等に取扱ふやうにとの事と炭業課長と
 しては商工局に出来るの肥田の援助をまず自國答してこの
 問題は解決したものと考へた。

中國連絡調整事務局

0975

別紙第一
 長生炭針に就て。
 一、長生炭礦の概況
 1. 宇部炭田の最東端にある炭礦で宇部炭田に於ては炭質
 良好炭量も相当あるが海底下浅部(約四〇米余)に炭層
 がある為保安上操業は規則により種々制約せられる不利が
 ある。
 2. 昭和十六年末には月産一万六千石余の出炭があつたが同十
 七年二月無理な増産の為海底陥没により大震災を惹起
 して一八〇名の犠牲者を出し全坑(第一坑)水没し死傷もそ
 のまゝである。
 3. 第一坑操業中昭和十六年十二月第三坑に着手した坑口より
 約一〇〇米の着炭迄にて斷層面の天井崩落して土砂混合の

中國連絡調整事務局

0976

RA'-0004

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

泥水が奔入し約二〇〇米工砂で充填せられ、これを約一〇〇米方付け
 たるとき南度泥水が奔入して約一〇〇米退却した。
 之を取片付け中昭和二十一年六月非能率差~~研~~として企業整理
 備令は政府より事業中止命令を受けた。
 4. 終戦となり南公作業を開始し昭和二十一年一月から排水にか、
 つなが同年五月斜坑約三〇〇米の所の天井が崩落し坑道を
 閉鎖したため坑内の湧水の為空気が壓縮せられ地層の軟
 弱を過じて同個所にて空気が海中に噴出した。
 その後天井を補強して坑道の修理をなし舊坑道の取明け
 を実施中である。
 しかし、この噴出した個所は天井が次第に沈下してくるので坑
 道の下盤を堰り炭車の通行可能なる如く保持してきた。
 この事實は斜坑と道加この附近約四〇〇米が波状となつてきた

中國連絡調整事務局

0977

つておることを判明する。
 二、長生炭~~坑~~南登の難点。
 1. 斜坑噴気個所は海底より約二〇〇米程度でこれ以上の天井が崩
 落は海水の浸入の慮あり。
 天井の補強は更に危険を増大するので盤下げをなして炭車の
 通過をなしておるか盤下げをなすと天井が下降する。
 2. 坑道の断層の崩落は二回に亘りその体積は約七〇立方
 米と推定せられこの空間が断層面に生じたので余程
 慎重に作業の必要がある又この作業を進めるとき、平
 衡を失ひ南度の崩落の慮があり海底に及ぼす影響
 も充分考慮する必要がある。
 3. 排気水平坑道は約二〇〇米程度の掘進のみで現在一
 應着炭を豫想せられておる入気坑道は約四〇〇米掘

中國連絡調整事務局

0978

RA'-0004

0149

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

進する必要があり

約六ヶ月以上は要する

4. 入気坑には断層面に着炭したと炭礫側は解してお
るがこれは断層面の擦れ炭であるとの説も大であるか
ら疑問である

以上の点を総合して才三坑の出炭に就ては保安上及技
術上からも種々難点があり概観類は相当在庫があるが
高工局としては炭礫側が解する二月の終り又は三月の
始めに出炭可能で然も資金資材を如何程注入しても
十月末迄に月差一万石の炭礫となるか如きことは全然
考へられない

三 長生炭礫その後の状況

1. 長生炭礫は現在取明中で二ヶ年間一魁の出炭もない

中國連絡調整事務局

0979

が従来運轉資金は別金何等かの方法にて調達して居たも
の如く然るに昨年九月頃隠匿蔵物資の摘発にかり同
炭礫経営者頼會集太は禁錮及四罰金刑に処せられ
資金的にも困窮し我々所より~~取~~取引ありたる岡山県倉
敷絹織(株)に援助を求め昨年十二月頃迄に約二〇万円の
金融をうけたる中尚同社は今迄積極的に開採すべく
最近頼會集は炭礫より退き同社にて經營を擔當する
やう談合中のもようである

2. 高工局として南炭と不安を感じありたる斜坑の噴気
個所は三月十八日頃海水噴出し従来坑内湧水量一分間七五
立方呎に対し約一〇立方呎の水量となり
坑道は約三〇米重荷の爲坑木破損し炭車は勿論人も漸く
通行可能程度となり他の斜坑も側壓をうけ排水鉄管二本

0980

中國連絡調整事務局

RA'-0004

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

のうち一本は一部破損して使用不可能となり危険の爲奥の
取明作業は中止し唯職員及抗夫各一名が死線を越え
坑内に入り排水に努めてゐる。

尚炭礦は「サントホニア」にて同個所の海底を埋立てるべく
作業を實施してゐる(三月三十一日現在)

中國連絡調整事務局

0981

別紙第二

長生炭礦金融に就て

炭礦設備資金は石炭部門の枠を慶島商工局管内の炭礦分
として年度上下半期に區分し割當せらるるもので現地商工局
にては復興金融金庫慶島支所及西部石炭炭礦業会と委員會
を置き炭礦の申請内容を検討し中央割當範圍内で各炭礦に
割當し復興金融金庫が貸出しをなすものである。
長生炭礦に對する設備資金は炭礦側の申請に對し割當額
は次の通り他の炭礦と特別の差をつけておかない。

	申請額	割當額	備考
昭和二十二年度上期	一六二、千円	七七一、千円	炭礦借入 由保は除く
下期	一八六四、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	

實際は金融金庫が炭礦の現状に應じて貸出しするもので同炭

中國連絡調整事務局

0982

RA'-0004

0151

礦のよき經營狀態の不安な炭礦に対しては貸出しを好まず現地
 高工局の意見^を照會ありたりとき同炭礦の現狀を詰したるは同
 金庫が割当せられたる金額の一部の融資を保留せる事あり
 一 鑛業施業案の違反
 一 技術管理者退職後の處置
 二 過去に於て事故ありたる斜坑の上部及其の附近の干拓
 工事の積極的實施をしないこと
 三 坑口に海水の波浪浸入防止の爲の「コンクリート」型の堰壁
 築造を實施しないこと
 二 經營者に対する信用
 墜退物資の摘發せらる水利事問題を起してゐること
 三 工事進捗 狀況不良

中國連絡調整事務局

0983

別紙第三
 吳軍政部高工課 ミスター・キヤリーよりの比向事項に対する回答
 一 島根県附近炭礦新規開採を抑制したること
 かの事なき
 旅行中の島根報國・山陰の両炭礦の外に新規開採計画
 の三炭礦ありとも法規上の手續未了にして高工局に開採に就
 て照會ありたりとき政府の資金、資材の現狀を説明し又炭
 層の狀況も不明であるから調査の上善處する旨回答した
 二 坑木の滞貨一擧に努力しないこと
 廣島県三次地区に坑木の滞貨あり何故炭礦へ送付す
 るやう努めないかとの事であるが輸送、配給は昨年九月より
 高工局の所管となり、これが輸送に就ては高工局主權とな
 り南條機関と協力して増送運動に努めてゐるが現狀では

中國連絡調整事務局

0984

RA'-0004

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0152

運輸者及その出先機関の月別配車計画により左在せられるもので十二月は供出食糧、新炭の強行輸送の爲坑木に対する配車が悪くなり滞貨が増加したのである。

3. 吳市附近所在の炭礦用資材を取得の上炭礦へ轉用しないこと

吳市附近には元吳海軍工廠その他工場があり炭礦用資材も相当あるがこれは大藏省その他の所管で既に戦時相資材の轉用をうけ炭礦の復舊に努めた。

又吳、若國、光徳山市等には軍用原工場があり昭和二十二年四月炭礦側と協力調査の上轉用希望資材のリストを作り石炭庁に申請してゐる。

4. 島根県下炭礦の出炭報告に誤りあること。
島根県下には月産一万四千噸の出炭があるが商工局の報

中國連絡調整事務局

0985

者等は少しが如何したのかとの事であるが十二月出炭量は二〇〇噸にこの向の報告には間違いない。
西炭礦は六炭礦があるがその出炭量十二月八〇〇噸余である。
5. 炭坑用地の斡施に努かしないこと。
炭礦用地の買収借上げ等は既に商工局が積極的處置をとらざりしとあるにもかかわらず事實をい。
尚且は島根県の島根報者炭礦の事と推定せられるが商工局は島根県庁その他に緊急國滿解決方を依頼し又係官を現地に派遣して解決を推進した。
(昭和二十五年九月頃)
其の他宇部地区に於ても用地問題に就ては至急解決に努力した事例あり。

中國連絡調整事務局

0986

RA'-0004

0153

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0004

0154

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

中連第 三五 號

昭和三年十月十日

中國連絡調整事務局長

連絡調整中央事務局長官殿

広島商工局元炭業課長罷免に關する件

呈に八月三十日附中連第八三号を以て報告した本件に關して其後商工省及当地商工局の懇請によつて商工省管理局局長發中國軍政部經濟課長免復職歎願書を當事務局から同軍政部へ非公式に取次いでおこなふに於て今般中國軍政部から十月四日附別紙英文(寫)の通り本件關係者の復職については中國軍政部としてイニシヤチテを取らざる旨の申し越しがあつたから、何等参考迄に送付する。

中國連絡調整事務局

23.10.4

0987

RA'-0004

0155

中國連絡調整事務局

0988

本信右公信本文は、当事務局から商工省管理局長宛直接送
付済である念のため

本信寫送付先 横濱連絡調整事務局長

中野 三三 三三

昭和三十三年十月十四日

空海送

33.10.14

0988

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

A'10.0.2-1

A'3.8.012

外務大臣殿

仙連第二九六号

昭和廿五年七月廿七日

東北連絡調整事務局長 大正

有附属物

本件は閣下、東北連絡調整事務局より別添甲号、南連池
第七六六号字の通り調査、処置を依頼あり、別添乙号
仙連第二九六号の通り、同事務局を回答し、おいはから
て参考まで報告する。

の身元調査処置に関する件

連絡局

地方課長

東北連絡調整事務局



25.7.31

0989

56

HEADQUARTERS
CHUGOKU MILITARY GOVERNMENT REGION
HEADQUARTERS AND HEADQUARTERS DETACHMENT
APO 317

Kure, Honshu

4 October 1948

CMGR 000.5 (DoNo)

SUBJECT: Reinstatement of Tatsue Tanabe

THRU : Director, Chugoku Liaison and Coordination Office,
Kure, Japan

TO : Mr. Tomisaburo Hirai, Director,
Control Bureau, Coal Board

1. Your letter of 25 August 1948 has been received at this headquarters from the Chugoku Liaison and Coordination Office.
2. Correspondence from this headquarters to higher headquarters was reviewed in regards to the discharge of Mr. Tatsue Tanabe. In this correspondence to higher headquarters, irregularities of Mr. Tanabe's in the performance of his official duties were reported as had been called to the attention of this headquarters by Japanese interested in the coal industry of the Chugoku Region.
3. Based on this information and from personal observation of Mr. Tanabe's work by Mr. C.J.Carey of this headquarters it was recommended to higher headquarters that the activities of Mr. Tanabe be investigated, and if finding warranted, that he be discharged.
4. Since Mr. Tanabe was investigated and his discharge recommended by higher headquarters, this office can not take the action recommended in your letter.

FOR THE COMMANDING OFFICER:

ROGER W. SNOW
Major, FA
Assistant Executive

0989

RA'-0004

0156

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

甲

閣下池第七六六号

昭和十五年七月十八日

関東連絡調整事務局宛

東北連絡調整事務局宛

。新元調査に関する件

標記の人物

(福島県田村郡

並住)より本年以來頻りに英文投書あり、事件に付ては留置調査

に依り頼むに任じらるるが、其の後、連合国最高司令官、兼、軍司令官、

関東地方民衆部本部等より回状附の所有財産に關し英文投書あり、

米軍当局としては、弁意の要なきものと承知しなからしむ、執拗なるに因

惑を蒙るもの、如く同人の身名及び真相を調査す、茲に今後から投書中

止方措置する様、関東地方民衆部より事務局へ依頼あり、之を至急

連絡調整事務局

09893

の手紙の上は回答をいたす。

なお右投書は官吏はがら又は封書に英文と認め、福島県産根
元の封印がある旧賦關の所有財産に付情報を持つてゐるから調査の
ための旅費を支給せよ、と云う趣旨の様である。

連絡調整事務局

09892

RA'-0004

0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

22

仙終送第ニ六二号

昭和廿五年七月廿七日

東北連絡調整事務局長

関東連絡調整事務局長殿

の身許調査・処置報告の件

昭和廿五年七月十八日付関東連発第七六六号貴信をもち依頼の
あつた件に關し福島県涉外課長より別添の通り福島刑事
部長發福島県涉外課長宛公信字を送付致し且から詳細右に
より信託承あはく茲に回答する。

連絡調整事務局

0989-4

二五福復發第四六九年

昭和廿五年七月廿四日

福島縣刑事部長

福島縣涉外課長殿

身許調査について回答

標記の件について七月廿一日付二五涉通第とより調査依頼があつたが
調査したところ上記の通りについて回答する。

記

一本籍 田村邸

住所右同

無職

連絡調整事務局

0989-5

RA'-0004

0158

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

以下、2ページは非公開。

本件に対する処置
因警備本部刑事部より管下「野新町」地区警察署を 通じて上記の通り処置する。
記
一 本人より英文封書等(米軍宛のものに限る)差出しありたる時は 留置し、又は返送すること。
二 米軍宛の投書等は一切せざるよう同僚家族にも注意する。
以上

連絡調整事務局

0989-8

RA'-0004

0159

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

連絡(一)

地方課長

仙連第四四六号

昭和廿五年十月三十日

東北連絡調整事務局長

外務大臣

吉田 茂殿



09894 200

A/100.271

身柄處置の経過報告について

本件に關し過般來電話連絡していたが、今回福島縣より別紙の通り處置した旨申請越して來たから關係書類(寫)取りまとめ御報告申し上げます。
なお米軍側の宛返信二通を現地で入手したので御參考まで寫一部同封お送りする。

連絡調整事務局

09894

身柄處置について

一、身柄處置に關する協議

十月四日午前十時より總務部長室において外務省連絡局高橋事務官、東北連絡調整事務局薄田事務官、縣側渉外課岡村主任、新村主事、鹽原主事、予防課柳沼博士(縣衛生研究所長)山路主事、國警側伊藤警部補等參集し、の身柄處置につき協議の結果、精神衛生法第三十四條により精神病の疑あるものと認め精神鑑定のため拘置するに決定。

二、十月四・五日の處置

右決定に基き十月四日午後柳沼博士、新村主事、山路主事一行田村郡瀧根町駐在所に急行し國警小野新町地區大宮警察所長、遠藤巡查及び保護者()等と對策について緊急協議の結果、親の自發的申立により假入院の申請手續

連絡調整事務局

RA'-0004

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

き、同意書の提出あつたので本人歸宅次第保護入院する手續
き完了、郡山脳病院長に此の旨連絡す。

三十月十二日、十三日の處置

十一日國警縣本部小野新町地區署より十日夕刻歸宅
の報に接し縣側新村主事、山路主事、田村郡三春保健所高杉
總務課長一行と小野新町地區署星次席、渡邊刑事、遠藤巡查
一行と自宅訪問す、此の間自宅土蔵にいた本人物騒しい様子
のため、星次席に事情聴取したので此の機會を見て「さ
んの健康状態について軍側で心配しているから、郡山の病院
で身体検査を受けて下さい。」と申し出れば、當の本人快く
快諾したので警察署手配の乗用車に便乗し郡山脳病院に護送
したが院長の診断に對して強硬に精神鑑定について反駁興奮
態の爲特別室に保護收容す。

此の間自宅より診断まで「」の弟同伴す。

連絡調整事務局

1006

四十月十八日の處置

福島醫大丸井先生、郡山脳病院長金森先生の兩鑑定醫と立
會人新村主事、小林技師立會のもとに午后三時より午後六時
まで鑑定、その結果精神異状者と認め、病名は
のため假入院より本入院の手續きをなし經費一割は
縣費負擔とす。なおこの鑑定のため保護者
立會したので申し添える。

連絡調整事務局

098972

RA'-0004

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0151

GENERAL HEADQUARTERS
SCAP
Natural Resources Section

23 November, 1948

Mr. Hayashi Senzaki
Kammata, Takine,
Tamura-gun,
Fukushima-ken

Dear Mr. Senzaki

Receipt of your communication covering certain Japanese lands
is acknowledged.

Responsibility for dealing with matters of this nature rests
with the Ministry of Agriculture and Forestry of the Japanese
Government.

It is suggested that you present this matter directly to the
Ministry of Agriculture and Forestry, Japanese Government, Tokyo
Japan.

Yours truly,

Hubert G. Schenck,
Lt. Col. CE,
Chief, Natural Resources
Section

0089-19

以下、6ページは非公開。

RA'-0004

0162

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Headquarters Eighth Army
APO 343, S/o PM
San Francisco, California

24 Feb., 1950

The Commanding General

Mr. Hayashi Senzaki
86, Kamata-Nakazuka,
Takine-machi, Tamura,
Fukushima Prefecture

Dear Mr. Senzaki:

Your letter of 21 February 1950 in which you discuss
Japanese history has been received.

Since the Eighth Army no longer has responsibility for
civil affairs in Japan, I have referred your letter to the
Civil Affairs Section, GHQ, SCAP.

Your request to meet members of the Mitai and
Mitsubishi families, I am sure, will receive every considera-
tion from that agency.

Sincerely yours,

WALTON H. WALKER
Lt. General,
United States Army
Commanding

0889-20

RA'-0004

0163

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan